

## 第6回埼玉県合唱コンクール参加規程

### 1 部門・編成区分・人数

- (1) 実施部門は、小学校・中学校・高等学校・彩の国・大学職場一般部門とする。
- (2) 各部門の編成区分と出演人数は次のとおりとする。出演人数には指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1 小学校部門             | 6名以上      |
| 2 中学校部門混声合唱の部       | 6名以上      |
| 3 中学校部門同声合唱の部       | 6名以上      |
| 4 高等学校部門Aグループ       | 6名以上32名以下 |
| 5 高等学校部門Bグループ       | 33名以上     |
| 6 彩の国部門（埼玉県独自の部門）   | 6名以上      |
| 7 大学職場一般部門大学ユース合唱の部 | 6名以上      |
| 8 大学職場一般部門室内合唱の部    | 6名以上24名以下 |
| 9 大学職場一般部門同声合唱の部    | 8名以上      |
| 10 大学職場一般部門混声合唱の部   | 8名以上      |
- (3) 参加申し込み後に編成区分を変更することはできない。また、関東・全国大会に出場する場合も、出場した本大会での編成区分を変更することはできない。

### 2 出演資格

- (1) 埼玉県合唱連盟に加盟している団体であること。ただし、小学校部門は加盟・非加盟を問わない。
- (2) 各部門の出演資格は次のとおりとする。

#### 1 小学校部門

- ① 県内の同一小学校に在籍する児童で編成する合唱団。
- ② 複数校の児童で編成する合同合唱団(3校以内)で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団。
- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。ただし、出演団員は1回に限り出演できる。
- ④ 小中一貫校から出場する場合は、小学校相当学年の児童で編成する合唱団は出場する事が出来る。

#### 2 中学校部門

- ① 県内の同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団(3校以内)で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。この場合それぞれが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は同一種別(混声・同声)に1回に限り出演できる。

#### 3 高等学校部門

- ① 県内の同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数校の生徒で編成する合同合唱団(3校以内)で、常時活動しており、本連盟理事長の認定した合唱団。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
- ③ 同一校から複数の合唱団が出演できる。この場合それぞれが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は同一種別(混声・男声・女声)に1回に限り出演できる。
- ④ 中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。

#### 4 彩の国部門

- ① 合唱団の編成についての制限はない。
- ② 他部門に重複して出場することはできない。
- ③ 同一団体から複数の合唱団が出演できる。この場合、少年少女団体を除きそれぞれが本連盟に加盟すること。ただし、出演団員は1回に限り出演できる。

#### 5 大学職場一般部門大学ユース合唱の部

- ① 合唱団員全員が、本年4月1日現在28歳以下であること。
- ② 本連盟が指定する書式により、合唱団員の名簿を提出する。
- ③ 同一合唱団は1回に限り出演できる。

#### 6 大学職場一般部門室内合唱の部・同声合唱の部・混声合唱の部

- ① 前記2・3のいずれにも属さない合唱団。
- ② 同一合唱団は1回に限り出演できる。

- (3) 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、小学校部門・中学校・高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めた者に限る。

### 3 演奏

- (1) 演奏曲については次のとおりとする。

- ① 小学校・高等学校・大学職場一般部門は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- ② 中学校部門及び彩の国部門は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。
- ③ 課題曲は、全日本合唱連盟発行の「合唱名曲シリーズ No. 5 1及び小学校版 No. 2」から1曲を選択して全員で演奏しなければならない。

- (2) 演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- ① 小学校部門・・・課題曲の演奏開始から、自由曲の演奏終了まで、曲間を含めて7分00秒以内とする。
- ② 中学校部門・・・演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。

- ③ 高等学校部門・・・自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
  - ④ 彩の国部門・・・演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分00秒以内とする。
  - ⑤ 大学職場一般部門・・・自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。
- (3) 伴奏楽器は自由とする。ピアノ(1台)以外は各団体に用意すること。
- (4) 本大会・関東大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。
- (5) 各部門内での出演順は抽選により決定する。抽選は厳正に行い、抽選後の出演順の変更は原則として認めない。

#### 4 経費

- (1) 団員1名につき以下の参加負担金を、参加申込みと同時に納入するものとする。
- 小学校部門 無料(但し、演奏者全員が課題曲集を購入してください。)
  - 中学校部門 1,100円
  - 高等学校部門 1,300円
  - 彩の国部門小学生1,000円、中学生1,100円、高校生1,300円、一般1,800円により合算
  - 大学職場一般部門 1,800円
- 参加申し込みについては、参加負担金の納入をもってエントリー完了とする。
- (2) 指揮者・伴奏者・独唱者には参加負担金を徴収しないが、合唱団メンバーに入って歌う場合は参加負担金を納入しなければならない。なお、一度納入した参加負担金は返却しない。
- (3) 出演者以外の入場者は、中学生以下700円、高校生以上1,500円の入場料を納入する。3日間有効。
- (4) 著作権料は主催者が支払うので徴収しない。その他、コンクール参加に要する費用は、各合唱団の負担とする。

#### 5 審査と表彰

- (1) 埼玉県合唱コンクール審査基準により、新增沢方式で順位を決定する。ただし彩の国部門は、各審査員が10点満点で採点し、その合計点数により賞を決定する。
- (2) 各合唱団には、審査員の協議により金・銀・銅・優良賞を贈る。
- (3) 審査員の協議により、各部門ごとに以下の特別賞を贈る。
- ①小学校部門・高等学校部門・・・埼玉県知事賞、埼玉県教育委員会教育長賞、文化団体連合会賞、奨励賞
  - ②中学校部門・大学職場一般部門・・・埼玉県知事賞

- 埼玉県教育委員会教育長賞(編成区分ごと)
- 文化団体連合会賞(編成区分ごと)
- 奨励賞(編成区分ごと)
- ③ 彩の国部門・・・埼玉県合唱連盟理事長賞、彩の国特別賞
- ④ 全日本合唱連盟理事長賞(小学校部門・中学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門の中から1団体)

- (4) 前年度全日本合唱コンクール全国大会に出演した団体を表彰する。
- (5) (2)(3)(4)の各賞については、該当団体がなく贈らないこともある。
- (6) 審査員  
小学校部門・中学校部門混声・同声  
江上孝則、大島博、片山みゆき、菅野正美、福永一博  
高等学校部門  
相澤直人、大島博、片山みゆき、菅野正美、山脇卓也  
彩の国部門・大職一般部門  
大島博、小畑恒夫、金川明裕、菅野正美、藤井宏樹
- (7) 審査用楽譜として自由曲の楽譜5部を、別紙要領により打ち合わせ当日に提出する。楽譜はコンクール終了後に返却する。著作権法の規定によりコンクール審査用楽譜提出要領に合致しないコピーは不可とする。

#### 6 関東合唱コンクール推薦団体(埼玉県合唱連盟推薦)

- (1) 本大会の成績により、関東合唱コンクール埼玉県代表団体を決定する。
- (2) 関東合唱コンクールへの推薦は、中学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門においてそれぞれ行う。
- (3) 参加団体数(シードを除く)に応じ、別表に規定された団体数を最上位から順に埼玉県代表として推薦する。

別表 中学校・高等学校・大学職場一般部門

| 部門別参加団体数 | 埼玉県合唱連盟推薦の代表団体数 |
|----------|-----------------|
| 5団体まで    | 2団体             |
| 6団体～10団体 | 3団体             |
| 11～15団体  | 4団体             |
| 16～20団体  | 5団体             |
| 21～25団体  | 6団体             |
| 26～30団体  | 7団体             |
| 31～35団体  | 8団体             |
| 36～40団体  | 9団体             |
| 41～45団体  | 10団体            |
| 以下5団体ごとに | +1団体            |

- (4) 中学校部門は、混声・同声各編成区分の参加団体数の比率から、混声・同声それぞれの代表数を決定する。
- (5) 高等学校部門においては、編成区分（A・B）に各1団体以上含まなければならない。
- (6) 大学職場一般部門においては、4つの編成区分に各1団体以上含まなければならない。参加団体数（シードを除く）が10団体以内の場合は、審査員の合議により推薦団体を決定する。  
大学ユース合唱の部と他の3編成区分の参加団体の比率からそれぞれの代表数を決定する。ただし、比率から代表数の決定が難しい場合は最後の1団体の決定は審査員の合議によって決定する。

## 7 関東合唱コンクール推薦団体（関東支部推薦・シード）

- (1) 関東支部推薦のシード団体は、本コンクールに審査対象外として出演することにより、第78回関東合唱コンクールに出演する資格を与えられる。
- (2) 関東支部推薦のシード団体は、前年度の全国大会に出演した時の部門・編成区分を変更して出場することはできない。

## 8 全日本合唱コンクール全国大会推薦団体

### （埼玉県合唱連盟・全日本合唱連盟関東支部推薦）

- (1) 小学校部門のみ、本大会の最上位の成績を収めた団体を、埼玉県代表として推薦する

## 9 その他

第78回関東合唱コンクール終了時まで（小学校部門は本コンクール終了時まで）、本コンクール及び関東コンクールの該当審査員の指導を受けることを禁じる。

ただし、埼玉県合唱連盟が主催する講習会については、この限りではない。

万が一、違反があった場合には、厳重に対応することとする。

（小学校部門）江上孝則、大島博、片山みゆき、菅野正美、福永一博

（中学校部門）江上孝則、大島博、片山みゆき、菅野正美、福永一博  
雨森文也、武田雅博、樋本英一、山脇卓也

（高等学校部門）相澤直人、大島博、片山みゆき、菅野正美、山脇卓也  
雨森文也、江上孝則、武田雅博、樋本英一

（彩の国・大職一般部門）大島博、小畑恒夫、金川明裕、菅野正美、藤井宏樹、雨森文也、江上孝則、樋本英一、本山秀毅、山脇卓也